

嘉手納町身体障害者用自動車改造費助成事業実施規則

平成21年9月29日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉手納町障害者地域生活支援事業実施規則（平成18年嘉手納町規則第20号）第2条第1項第6号に基づく嘉手納町身体障害者用自動車改造費助成事業（以下「事業」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この事業により自動車の改造に要した経費（以下「自動車改造費」という。）の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町内に居住地を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、既に本町以外の市区町村で同一車両において身体障害者用自動車改造費に係る助成を受けた者を除く。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の種別が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害に該当する者

(2) 自動車の運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条の規定による公安委員会の運転免許（仮免許を除く。）をいう。）を有する者

(3) 就労等社会活動への参加に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドルをいう。以下同じ。）、駆動装置（アクセル及びブレーキをいう。以下同じ。）等の一部を改造する必要がある者

(4) 自動車改造費の助成（以下「助成」という。）の申請を行う月の属する年の前年（1月から6月までの間に助成の申請を行う場合にあつては、前々年）の所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

2 前項ただし書の規定にかかわらず、町長は、新たに障害の部位が加わり、又は障害の程度が増進したことにより既に助成を受けた自動車の運転が困難になった者を対象者とすることができる。

(助成金の額等)

第3条 自動車改造費の助成金（以下「助成金」という。）の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費として、1件当たり10万円を限度とする。

2 助成は、対象者1人につき1車両1回限りとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、自動車の改造前又は自動車改造費を業者に支払った日から6箇月以内に嘉手納町身体障害者用自動車改造費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 住民票謄本
- (4) 申請者の属する世帯の前年（1月から6月までの間に助成の申請を行う場合にあっては、前々年）の所得金額（各種所得控除後の額）が確認できる書類（申請者及びその配偶者並びに扶養義務者の所得に関する証明書）
- (5) 自動車検査証の写し
- (6) 自動車改造費の見積書（自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにしたもの）

2 町長は、前項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の書類について、申請者の同意を得て、町の公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(決定及び通知)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、支給の可否を嘉手納町身体障害者用自動車改造費助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第6条 前条の規定により支給決定の通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、速やかに嘉手納町身体障害者用自動車改造費助成金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 自動車改造費の領収書（自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにしたもの）
- (2) 自動車の改造前後の写真

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、速やかに助成

金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、決定者が申請等に当たり虚偽その他の不正な行為を行ったと認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第8条 町長は、決定者に係る嘉手納町身体障害者用自動車改造費助成金受給者台帳（様式第4号）を整備するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。